【規程番号　行法Ⅲ－018】

専任教員の基準コマ数に関する規程

（目　的）

第１条　この規程は、専任教員の授業・ゼミ等の担当の公平化を図ることにより、教員が各分野で意欲的に授業と研究を展開していく条件を整備することを目的とする。

（基準コマ数及び増担手当）

第２条　専任教員が担当する基準コマ数は、原則として、前後期各「6 コマ」を下らないものとする。

２　増担手当の対象は、年間 12 コマを超過するコマ数とし、前後期毎に 6 コマを超過するコマ数に対して支給する。

（基準コマ数に含まれる授業）

第３条　基準コマ数に含まれる授業は、次のとおりとする。

（1）学部（学科）における授業（卒論指導 1 コマを含む）

（2）大学院における授業（論文指導を除く）

（3）専攻科における授業

（4）本学園内（大学及び短大）で兼担する授業

（カウントの特例）

第４条　基準コマ数のカウントに際し、次のとおり特例を設ける。

（1）ゼミについては、15 名以上の場合、2 コマ扱いとする。

（2）講義科目については、200 名以上の場合、2 コマ扱いとする。

（3）オムニバスについては、実質担当時間をそのままカウントする。

（コマ数の計算）

第５条　コマ数の計算は、次により行う。

（1）コマ数は、前後期通算で計算する。

（2）コマ数の計算は、学科主任、大学院は研究科長の責任で行う。

（規程の改廃）

第６条　この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き、理事会の議を経て理事長が行う。ただし、理事長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

（効力の停止）

２　平成 16 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間、この規程の効力を停止する。

附　則

この規程は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。